

# 東日本大震災聴覚障害者救援北海道本部ニュース No.7

発行日：平成23年 12月 17日発

発行元：東日本大震災聴覚障害者救援北海道本部

編集者：吉野 州 正(北海道手話サークル連絡協議会)

## 1. 東日本大震災にかかる義援金配分がはじまる！

全国の仲間から集められた義援金が東日本大震災聴覚障害者救済中央本部・義援金配分委員会（全日ろう連、全通研、通訳士協会、弁護士、元厚生労働省課長で構成）より被災者に配分されることになりました。

対象者は聴覚障害者（身障手帳取得者）、全通研又は手話通訳士協会会員、該当県のろうあ協会が推薦する手話講習会受講者、手話サークル会員、要約筆記者、PC要約筆記者です。

支給基準は罹災照明交付者（10,000円）、建物全壊・強制避難者（50,000円）、本人死亡（50,000円）、家族1人につき（50,000円）を支給。受付締切は平成24年1月31日（火）

詳細は全日ろう連HPを参照してください（下記）

<http://www.jfd.or.jp/2011/12/09/pid7467> 東日本大震災災害義援金申請書（抜粋）

東日本大震災災害義援金申請書（請求書） 様式1  
平成 年 月 日

東日本大震災聴覚障害者救済中央本部  
本部長 石野憲志三郎 へ

申請・義援金（申請書は、添付として提出いたします。後援者が死亡又は行方不明の場合は、同一世帯の方。）

職 任 所 .....  
フリガナ .....  
氏 名 .....  
電話番号/FAX番号 .....

※に配分される下記1の東日本大震災災害義援金について、申請（請求）します。  
なお、当該義援金については、下記2の口座へ振込をお願いします。  
また、私は遺族・世帯を代表して義援金の申請（請求）を行い、分配等については遺族・世帯内で協議のうえ私が責任を持って処理し、東日本大震災聴覚障害者救済中央本部は一切関与しないことに同意いたします。

1. 東日本大震災災害義援金内訳（請求項目にすべて○を入れてください）

申請	内 容	金 額
○	1. 義援金（被災証明所持者）	1万円
	2. 住宅全壊（強制避難も含める）	5万円
	3. 本人の死亡	6万円
	4. 家族または同居の親または兄弟姉妹の死亡	6万円（1名ごと）× 人＝ 万円
合 計（1～4のうち、○をつけた合計金額を記入ください）		万円

項目1、2に該当する場合  
被災証明書に記載された「被災場所」 .....  
フリガナ .....  
氏名 .....  
住 所 .....

項目3、4に該当する場合  
（フリガナ） .....  
該当者の氏名 .....  
住 所 .....

※、振込先は必ず正確に記入してください。振込先が不明な場合は、申請書添付の口座に振り込みます。

振込先	振込先	振込先	振込先	振込先
東 北 大 震災 義 援 金 支 援 財 団	岩 手 県 支 店	宮 城 県 支 店	福 島 県 支 店	支 店 振 込 先
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
口座番号	口座番号	口座番号	口座番号	口座番号

## 2. 東日本大震災聴覚障害者中央本部物資支援について

被災地への物資支援については中央本部（物資支援グループ）が被災3県（岩手、宮城、福島）の地域本部と連絡調整することになりました。

### ①物資の提供

中央本部へ加盟団体もしくはご提供者の方から「物資リスト」と「写真」を送っていただき、被災3県と調整後希望する地域本部へ送付する。※送料は発送元が負担する。

（※写真例：冬物コート／色・サイズ・性別

できれば実際に着用している写真）

東日本大震災聴覚障害者 支援物資	
野菜 ジュース	200ml×24 本×10箱

例：支援物資張紙

### ②3県（岩手、宮城、福島）からの支援物資の要請について

標記の地域本部から中央本部へ「支援物資リスト」が提出されましたら、加盟団体と調整し、準備ができたなら物資を送付します。

### ③支援物資に関する問い合わせ先

【電話】 03-3268-8847 【FAX】 03-3267-3445

【メール】 中央本部物資支援グループ [bussishien-deaf@googlegroups.com](mailto:bussishien-deaf@googlegroups.com)